

新日本スポーツ連盟千葉県卓球協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は新日本スポーツ連盟千葉県卓球協議会（略称「千葉卓球協」）と称する。

2 本協議会の事務局を千葉市稲毛区穴川3-1-17 黒川ビルに置く。

(目的及び活動)

第2条 本会は、新日本スポーツ連盟千葉県連盟及び全国卓球協議会の目的、方針にもとづき、次の様な活動を行う。

(1) 県内の卓球愛好者の要求実現のために努力し卓球の発展に寄与する。

(2) 各種競技会、卓球教室、指導者養成事業などを行う。

(3) 技術向上を図るために、講習会などを行う

(4) 加盟クラブの親睦と交流を行う。

(5) 他のスポーツ愛好者、関係者とともにスポーツ条件整備のために取り組みを行う。

(構成)

第3条 本協議会は会則を認める千葉県内で活動する卓球クラブ、個人で構成する。

2 本協議会の会則を認める地域協議会を置くことが出来る。

(役員)

第4条 本協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 運営委員 若干名

(3) 会計監査 1名

(3) 名誉役員 若干名

2 会長は会員の立候補、推薦された者の中から総会において選出する。

3 運営委員は会員の立候補、推薦された者の中から総会において選出する。

4 会計監査は本協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

5 名誉役員は運営委員会の推薦に基づき総会が承認する。

(役員の仕事)

第5条 会長は会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 運営委員は総会により決定された方針を実現するため会務を執行する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は本会の最高意志決定機関であり、会の活動方針、予算、決算の承認、規約の改正など重要事項を決定するほか、会長、運営委員等の役員の選出を行う。

2 総会は原則として年1回開催し、会長が招集する。また三分の一の運営委員か、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会の構成員は各クラブ代表・個人・運営委員とする。

4 総会は構成員の過半数で成立し、決議は出席した各クラブ代表・個人の過半数とする。

(運営委員会)

第8条 本協議会に、総会により決定された方針を執行するため運営委員会を置く。

2 運営委員会は運営委員長が招集する。

3 運営委員会は、緊急を要する場合、総会に付託されるべき事項の意思決定も行う。

ただし、この場合、直近の総会において当該事項の承諾を得なければならない。

(運営委員会役員)

第9条 運営委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 運営委員長 1名

(2) 副運営委員長 若干名

(3) 事務局長 1名

2 運営委員会は会計その他必要な役員を置くことができる。

第10条 運営委員長、副運営委員長、事務局長その他役員は、運営委員の互選により選出する。

(財政)

第11条 本協議会の財政は、登録費、事業収入、募金でまかなう。

2 会計年度は4月から翌年の3月までとする。

3 会長は当該年度の決算内容について、会計監査の監査を年1回以上受けなければならない。

(加盟及び脱会)

第12条 本会への加盟は毎年所定の書類で行い、加盟手続きを所定の期限までに行われなかった場合は脱会とみなす。

(附則)

本規約は1997年4月15日より施行する (設立日)

1998年4月25日改正（第2回総会）

2017年4月15日一部改正

2018年4月14日一部改正